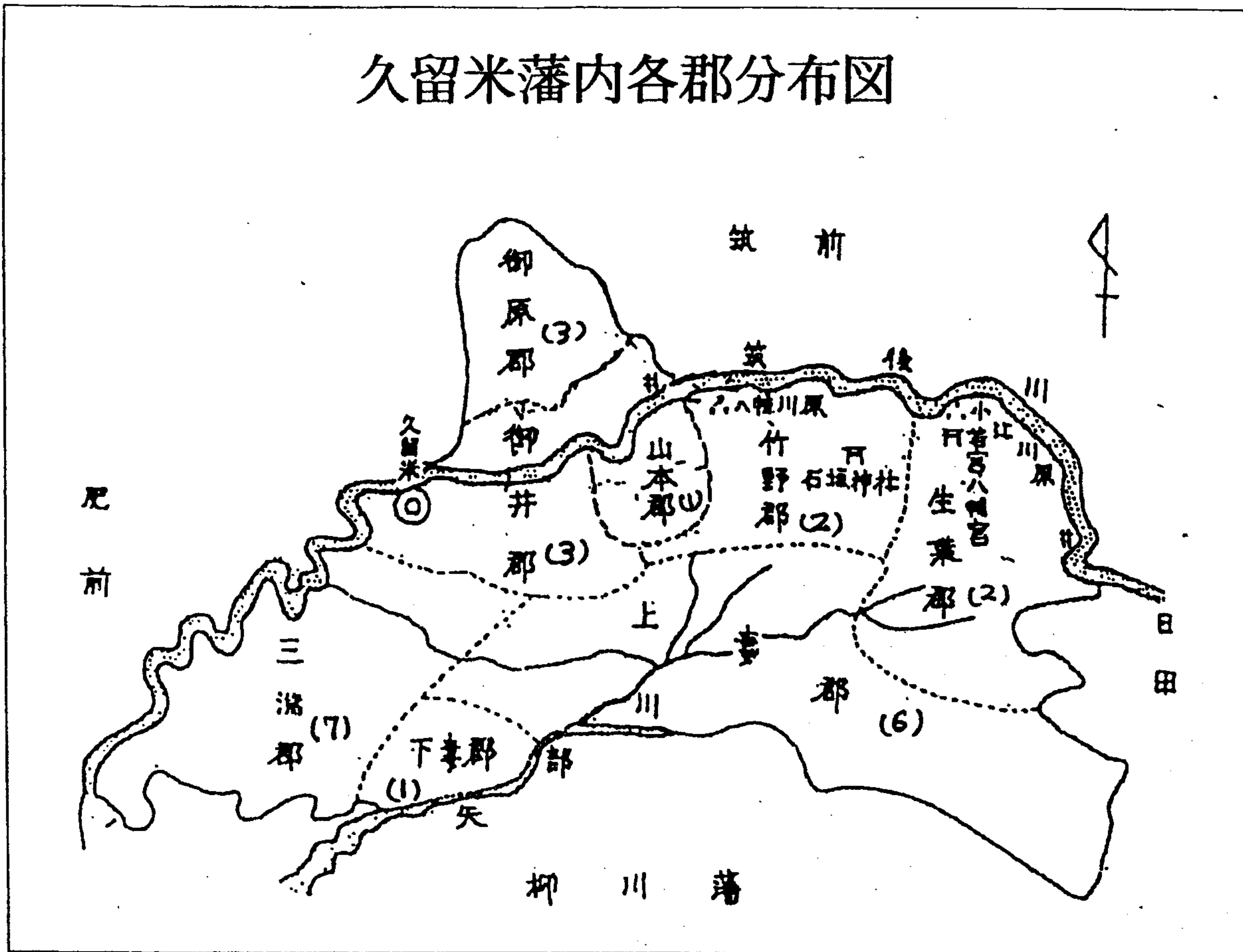


久留米藩内各郡分布図



享保の一揆

夏物成増徴から嘆願書提出へ

久留米藩では、困窮した藩財政建て直しを図っていました。そこで、1712年(正徳2年)の「正徳の改革」により、年貢徴収をきびしく変更しました。合わせて有耕地面積の調査を実施したのです。当時、農業用水路の完成などにより一挙に生産が増えていきました。しかし藩は、その後さらに厳しい検地を実施し農民からの収奪を敢行していったため農民の生活は窮乏し不満が募っていきました。

六代藩主則維(のりふさ)は、財政難の中で1728年(享保13年)2月に本庄主計(ほんじょうかずえ)を郡方総支配とし、それまで10分の1であった夏物成り(麦や菜種に対する年貢)を秋物成りと同じ3分の1に引き上げるという増税の御触れを出しました。このことに不満を募らせた農民達は、嘆願のため生葉郡の若宮八幡宮や、竹野郡の石垣神社に集まり対策を練りました。家老らは役人を通じて、大庄屋や庄屋へ農民の集会を抑えるように命じ

願いはその筋へ申し出るよう伝えましたが、農民達は一揆覚悟で8カ条の嘆願書を提出しました。このため、本庄らはしかたなく年貢は以前のとおりとして改革案を撤回したのでした。

一揆起こる(1728年 享保13年)

8月18日

上三郡(生葉・竹野・山本)5700人の農民は、善導寺に集まり城下へ進出しようとするが大庄屋や庄屋などに差し止められる。

8月21日

夜、善導寺を出発し追分けまで押しかけ、追分けに滞留する。

8月23日

大庄屋・庄屋の差し止めを破り府中(ふちゅう)切り通しへ進出、城下へ進入しようと決意する。

因幡の対応で一揆終結

8月23日

稻次因幡は郡奉行2人を府中へ派遣し秋年貢の「高10石につき1石1斗減免」を言い渡した。

8月24日

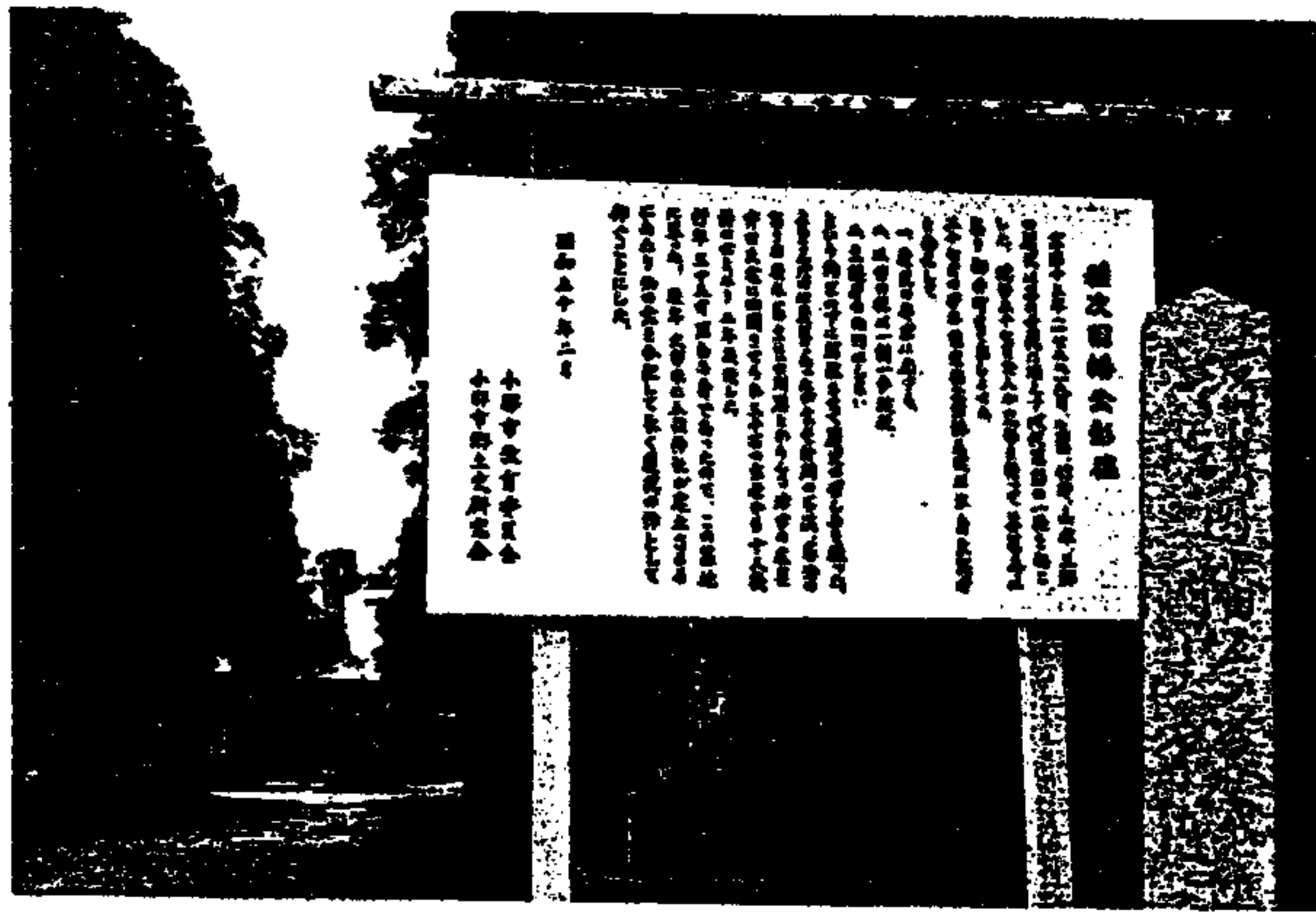
農民達は自分達の要求が聞き届けられたという事で村々へ帰り一揆は終わったのでした。

地
語
め

関係者の処罰

この騒動の原因をつくった、郡方総支配の本庄主計（ほんじょうかずえ）、小姓組頭の久米新蔵は、公金横領や公私混同などの不正が発覚し因幡によって捕らえられていたが、11月庄島弓小路明屋敷で死刑となる。

翌年7月独裁的に側近政治をしていた則維は隠居し、因幡らが押していた頼懂（よりゆき）が7代藩主になる。しかし、これは則維の本心ではなかったのが因幡を恨み、また享保の騒動では農民に有利な取り扱いをしたという事もあり死罪にしようとした。これを知った元老岸刑部（ぎょうぶ）や、有馬監物（けんもつ）の必死の嘆願によって死罪は免れたが、新しい藩主頼懂にもうとんじられ、1734年（享保19年）3000石と家老職を剥奪され、十人扶持の小身に落とされた上、藩北の地横隈の小沢家に蟄居を命じられた。さらに、一年で津古の庄屋斎田次助方に蟄居し、1736年（元文元年）4月17日35才で瘡癩にかかり悲運の生涯を終えたのでした。結果的には、一揆に参加した農民からはひとりの犠牲者も出さずに終わった。



小郡市霊鷲寺

夏の収穫物への増税に端を発した一揆は、有馬藩政が初めて体験した領民の本格的反抗であった。



稲次因幡を祭った五穀神社

享保一揆から宝暦一揆にかけての気象と天災

- 1728(享保13) 享保の一揆
- 1729(享保14) 天災(かんばつ、大風)つづく。病気流行。馬多死
- 1730(享保15) 暴風、洪水多い。麦不熟
- 1732(享保17) 享保の大飢饉(1733年秋までつづく) 3月～5月大雨洪水、6月霧、雨など天候不順。10月餓死者出る。死馬3900頭余、藩人口18万人のうち餓死者1万1198人
- 1735(享保20) 大風の被害が多い
- 1736(享保21) ほうそう流行
- 1742(寛保2) 洪水多し。矢部川筋は山しお(山崩れ)
- 1744(延享元) 上妻郡(八女郡) 飢饉
- 1745(延享2) 大洪水、長野堰大破、気候不順、秋作不熟
- 1746(延享3) 大水、原古賀7丁目出火、26軒焼失、藩内飢饉、流感大流行死者多い、救米1万俵
- 1749(寛延2) 捨て子禁止令出す
- 1750(寛延3) 3月大霜、5月大雨洪水、作物はほとんど出来ず。
- 1752(宝暦2) 農民貧しく藩が救米2万俵を出す。
- 1753(宝暦3) 大石水道改造工事3～5月。惣郡出夫4万人。銀札通用始まる
- 1754(宝暦4) 宝暦の一揆

宝暦の一揆

人別銀賦課

久留米藩ではうち続く飢饉、洪水、風害などの天災があり、農民は重い年貢で日々の食事にも事欠く有様であった。そこへ1754（宝暦4）年2月22日、「八歳以上の男女残らず一人前、一ケ年銀札六匁ずつ、一ケ月六分ずつ毎月十五日限、閏二月十五日より差出」と上に軽く下に重い人別銀（人頭税）を課してきた。これは農民にとっては生命にかかわる大問題であった。平均的農家世帯で米二俵に相当する金額を、新しく課税するということであり、五反百姓クラスでは無収入同然となるのであった。

記

- 一、御家中（藩士）知行百俵につき銀札十匁
- 二、御徒士（下級武士）百俵につき銀札十匁
- 三、末々のもの（武士以外のもの）男女八才以上、一人につき銀六匁

一揆起きる

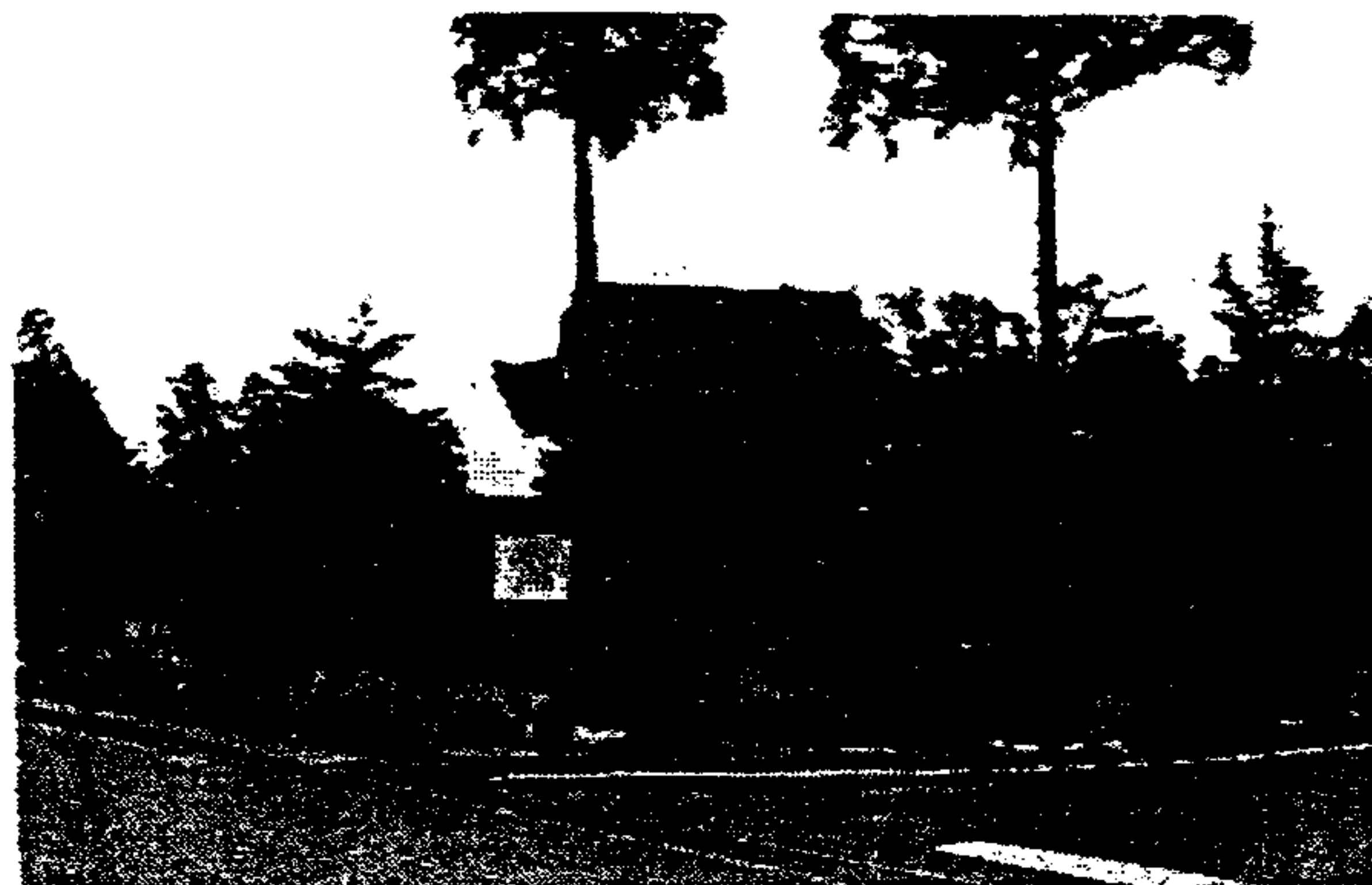
3月20日 旗揚げ

人頭税令が出てから約1ヶ月の間、無慈悲な藩の方針に各地の農民はどうすればよいのかと、ひそかに嘆きあい相談しあってきた。人別銀の第1回目割分納税の期限の3月25日が近づくにつれ、あちこちで次第に不穏な空気がみなぎりだした。とうとう（3月20日の夜）、竹野郡松門寺印若の集まりで、野中村の百姓久兵衛を中心に高木村の丹四郎らを指導者として、「いっそ一揆を起こそう」ということになった。この夜、はやくも竹野郡など700人の農民が印若に集まり、代表が人別銀撤廃などの要求書を作成した。

3月21日 石垣神社へ移動一揆の拡大

ほとんど寝ずに夜を明かした松門寺の700人は、お宮参りという口実で、集会に便利で広い山辺の石垣へ移動した。石垣神社境内ではすぐ1000人余りに増え、大庄屋組毎に人頭税廃止や諸制度の改廃を相談した。この石垣神社は、南が広い山麓でそのまま耳納山脈に連なり、前の道は真っ直ぐ城下町へ通じて見晴らしの良い地点であり、26年前の百姓一揆の拠点になり農民方が勝利したところでもあった。意気の上がったところで、まだ参加していない村むらへ檄を飛ばし、農民の団結を訴え集結をうながした。

その内に農民だけでなく庄屋のなかにも密かに応援する者もあらわれた。発端地の野中村庄屋八郎右衛門は、なすところを知らず、ようやく田主丸組大庄屋会所の惣代が久留米へ注進に飛び出した。



石垣神社

郡奉行動く

しかし藩ではまだ大事になるとは思いもせず、担当の郡奉行が足軽30人ほどを引き連れて鎮圧にかけつけた。同じ頃、隣の生葉郡でもそれぞれの鎮守の森や寺に集まって、相談したり他の村むらの様子を見聞きして連絡を取り合っていたが、

3月22日 生葉郡でも氣勢あがる

生葉郡でも大石と朝田の鎮守の森に集合した農民たちは、筵旗・高張り提灯・ほら貝・鐘・太鼓で氣勢を上げた。リーダーは西溝尻村の百姓勘右衛門たちであった。

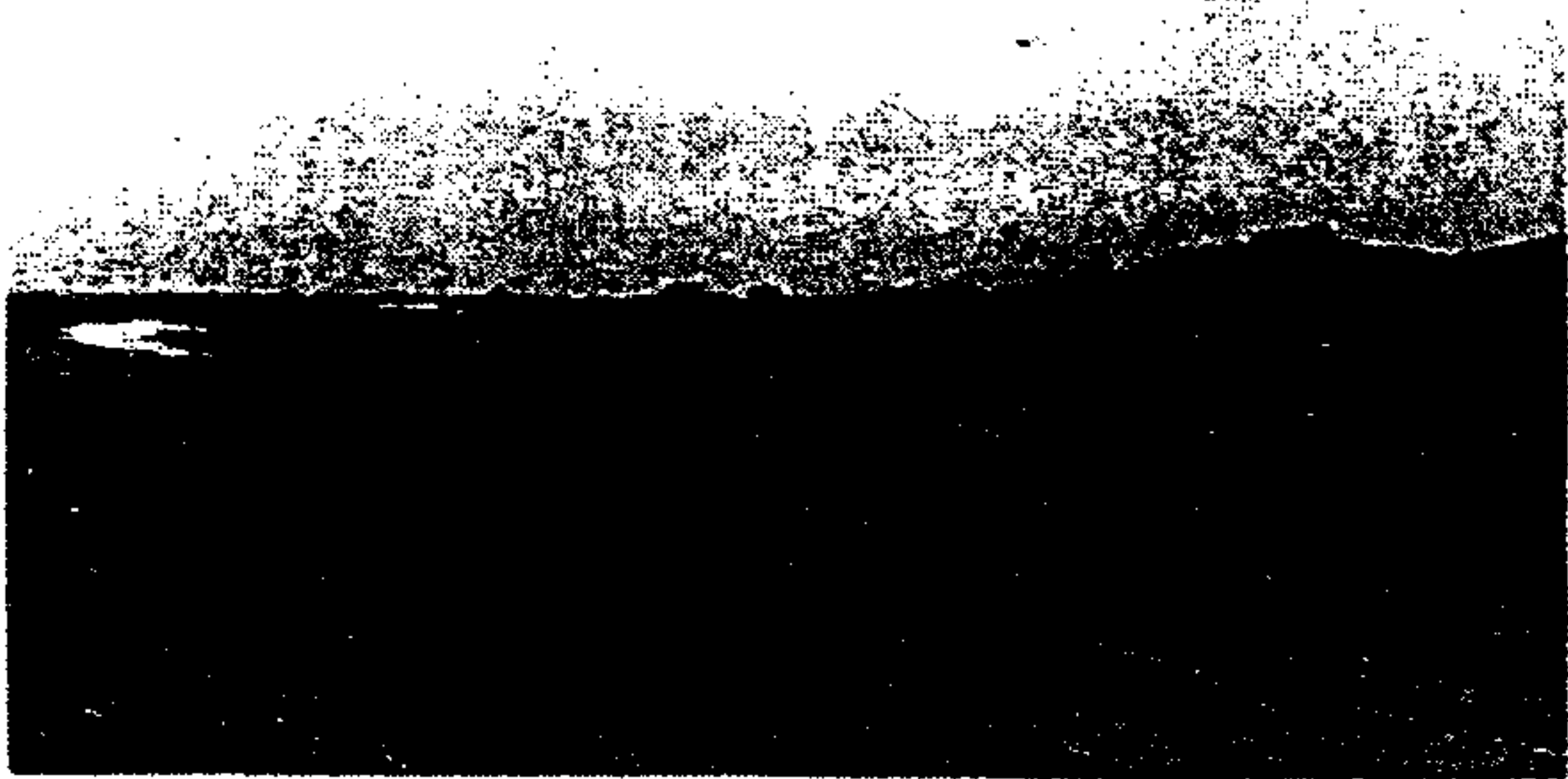
（生葉郡では90年前に五庄屋による大石長野水道が引かれて、水不足が解消されて水田が増え、収穫も大きく伸びた。だが上納もそれ以上に増やされた。用水の恩恵を受けぬ山辺の村では百年前とほとんど変わらぬ年貢なのに、川辺の村々は三倍から四倍、はなはだしい村は六倍にも増税される有様で、五庄屋は余計な事をしてくれたと恨む声すら出ていたという。）

一揆の合流

一方、石垣に集まっていた竹野郡組は、夜に入ると西隣の山本郡の農民と合流し1万人余りとなった。更に生葉郡組と合流するため、村々を経て吉井の若宮八幡宮境内へ移動。その数2万余名。

3月23日 2万余名小江河原へ

明ければ見渡すかぎりの人の波となり、若宮八幡宮より小江河原へ移動、享保一揆を上回る勢いに農民の意気は天を衝くばかりであった。享保の一揆の体験者もまだ多勢元気に参加していて、勝利を疑う者は誰もいなかったという。



小江河原

情勢藩へ届く

前日より、城下から駆けつけた郡奉行達は、何かと話合いをと、働きかけようとしたが余りの大集団に手の付けようもなく遠くからようすを伺っているばかりだった。この日、ようやく指導者らしい人物に声を掛け説得を試みたが、とても相手にしてもらえず早々に引き揚げて、情勢を藩の重役に伝えた。

3月24日 一揆は本格的に組織化

3月25日 上郡から下郡・上妻・三瀨へ飛び火

相次ぐ報らせを受けて藩では連日連夜、対策に苦慮してきた。しかし一揆は、生葉・竹野・山本の上郡地方だけでなく、下郡・上妻・三瀨地域にも飛び火して不穏な有様となった。この容易でない事態に急いで城下詰めの大庄屋全員を帰宅させて配下の百姓たちを鎮めるよう命じた。更に各郡担当の非番の奉行まで召集して派遣した。しかし、入ってくる情報は悪化する一方であった。



片ノ瀬上流 八幡河原

人別銀の撤回を決定

いよいよ窮した藩では、ついにこの騒ぎの引き金となった新税人別銀の撤回を決め、早打ちで領内全部へ知らせることとし、その御書渡しの日付は3月26日とされた。

3月26日 嘆願書を持ち久留米をめざし

八幡河原へ6万人

各郡の大庄屋組毎に嘆願所を作成した若宮の2万余りの大集団は、大挙して久留米へ押しかけるため竹野郡八幡河原へ移動した。その数3万人となった。藩より人別銀撤回の知らせが届いたが、それはかえって一揆勢を元気づける事になり、24ヶ条の要求を書いた嘆願書を作った。又、大庄屋の命令で一揆に加わっていなかった唐島組の農民たちも、その大庄屋永松八郎次の自宅を打ち壊し、それを手土産に八幡河原の大集団に加わった。総勢なんと6万人を超えたのである。

3月27日 御井・御原両郡も合流、再度小江河原へ

それまで参加を拒まれていた下郡の御井・御原両郡の農民も、この朝合流を認められその数8万人になった。こうなると八幡河原だけでは手狭で寝食もままならず、上三郡の者だけ再び吉井へ移動、今度はもっと広い小江河原から鶴原にかけて集まった。この移動の時、田主丸札替所の綿屋と吉井札替所の布屋を打ち壊した。夜に入り八幡河原に残っていた御井・御原両郡の者も小江河原へ移動してきた。小屋掛け700を数え、造り酒屋で調達してきた大釜13個が夜昼となく飯を炊いていたという。すさまじい熱気のあまり、庄屋や惣代など日頃評判の良くない所が荒されたり壊されたりしたといわれている。

上妻・下妻・三瀨郡、吉田山に結集

上妻・下妻・三瀨の農民は長峰の吉田山に集結した。その数6万人。その間、打ち壊しが相ついだ。上妻(大庄屋-6・庄屋-4)・下妻(1・3)・三瀨(5・2)竹野(1・0)と大庄屋13・庄屋9が打ち壊しにあい、その他と合わせて60ヶ所が打ち壊しにあった。三瀨が34ヶ所と最も多くの打ち壊しがあった。

一揆終わる

郡奉行だけでは一揆の鎮圧ができないとみた藩は、筆頭家老の有馬石見が、惣奉行などの主だった役人を引き連れてとうとう小江河原へ出向いて来た。そこで人別銀をとりやめることと、その他願ひ事の筋を申し出るように「達し」を行った。それを受けて各郡別に農民から以下のような嘆願所が出された。

- (1) 年貢・諸運上銀の減税
- (2) 商品作物の領内流通規則の撤廃と領外売り出しの許可
- (3) 大庄屋・商人からの負債の棄損(借金の棒引き)
- (4) 大庄屋・庄屋の更迭

などであった。

有馬石見は、農民に年貢の減免を認め、その他の要求については検討を加えて回答することを約束し、一揆の解散と帰村を命じた。

3月28日 上三郡6万の集団より解散

生葉・竹野・山本の上三郡の6万の集団が解散

4月1日 御井・御原の下二郡解散

4月2日 一揆終結

上妻・下妻・三瀨の農民も解散し、一揆は終わった。

5月 藩は、大庄屋全員を閉門にし、生葉・竹野両郡を最大として大庄屋や庄屋の交代を実行した。

首謀者などへの弾圧と処刑

5月 一揆の要求無視

嘆願書に対する藩の回答があった。しかし、その回答は農民の要求を退けて人別銀賦課を強行したばかりでなく、逆に農民が解除を要求した菜種油さらし・繰り綿に対する統制を強化した。

6月 指導者の検索始まる

江戸在勤中の藩主頼昌は一揆の報に烈火のごとく怒って、国許の事情や妥結条件も無視し、一揆参加者の処罰と再発防止を相次いで命じてきた。藩でも強行派が次第に大勢を占めてきて、それまで収集してきた情報をもとに、一揆の指導者を一人二人と用心深く検索し吟味にあたった。捜査は上郡から始められ次第に公然となった。

7月 獄舎に200人余

庄島の獄舎に入れられた者は200人余りもあった。暑さや取調べで獄死するものや瀕死で放免されるものもいた。

8月27日 判決と処刑

詮議も一段落し、判決が言い渡され、死刑は即日二ツ橋仕置場で執行された。【死刑=18名・追放=70名・過料=47名・出牢=16名・居村へ差返し=13名 など】9名の首は各々の出身地へ送られて、見せしめのため晒された。

密告させ逮捕

死刑が行われたあと、さらに支配権力を強めるために、隠れた容疑者を密告させた。そのあと少なくとも25名の者が召し捕られた。

10月27日 二次判決と処刑

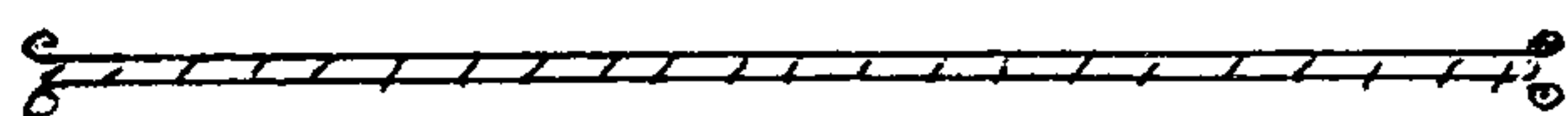
19名の農民が、他の罪で死刑となった6名の町人たちと一緒に首をはねられ、他に6名が追放となった。この時首をはねられた農民の胴体は、藩主や重役たちの刀の試し切りとなった。



二ツ橋の女橋

農民支配と差別意識の強化

この後農民たちは、身をすくませ自分の殻に閉じ込めてしまった。又、この年の上納は有馬藩治政下で最高の42万5千俵も取り立てられたのであった。(この時、捕縛・牢番などの役目を差別された人たちにさせた。そのため農民の恨みが、藩の指導者でなく役目をさせられたへ移ったのだった。まさに支配者の思うつぼである。又、藩はその役目への褒美として物真似芸興行を認めている。1805(文化2)年二ツ橋地藏で物真似芸が行われたが、それは処刑された人々への供養の意味もあったのだった。



処分者(第1次・第2次)の内わけ

	梟首	打首	刎首	過料	追放	その他
生葉(いくは)	2	2	1	15	10	
竹野(たけの)	2	5	4	17	17	1(遠方籠居)
山本(やまもと)	1			1	14	
御井(みい)			1	1	12	2(逼塞)
御原(みはら)	2	2	3	4	4	
三瀧(みづま)	1		5	7	2	
上妻(こうずま)	1		4	1	17	1(逼塞)
下妻(しもずま)					1	
三池(みいけ)			1			
	9	9	19	47	76	4

過料=拾貫文:13人 七貫文:12人 五貫文:9人
三貫文:5人 貳貫文:8人

計:47人(1貫文は約米)

追放=七郡追放:11人 五郡追放:21人
三郡追放:5人 五里四方追放:6人
三里四方追放:8人 二里四方追放:9人
一里四方追放:1人 三里四方追放・その他:5人
二里四方追放・その他:2人 筒山追放:6人
追院:2寺の僧侶(上妻郡専勝寺・御井郡、了徳寺)
計:76人

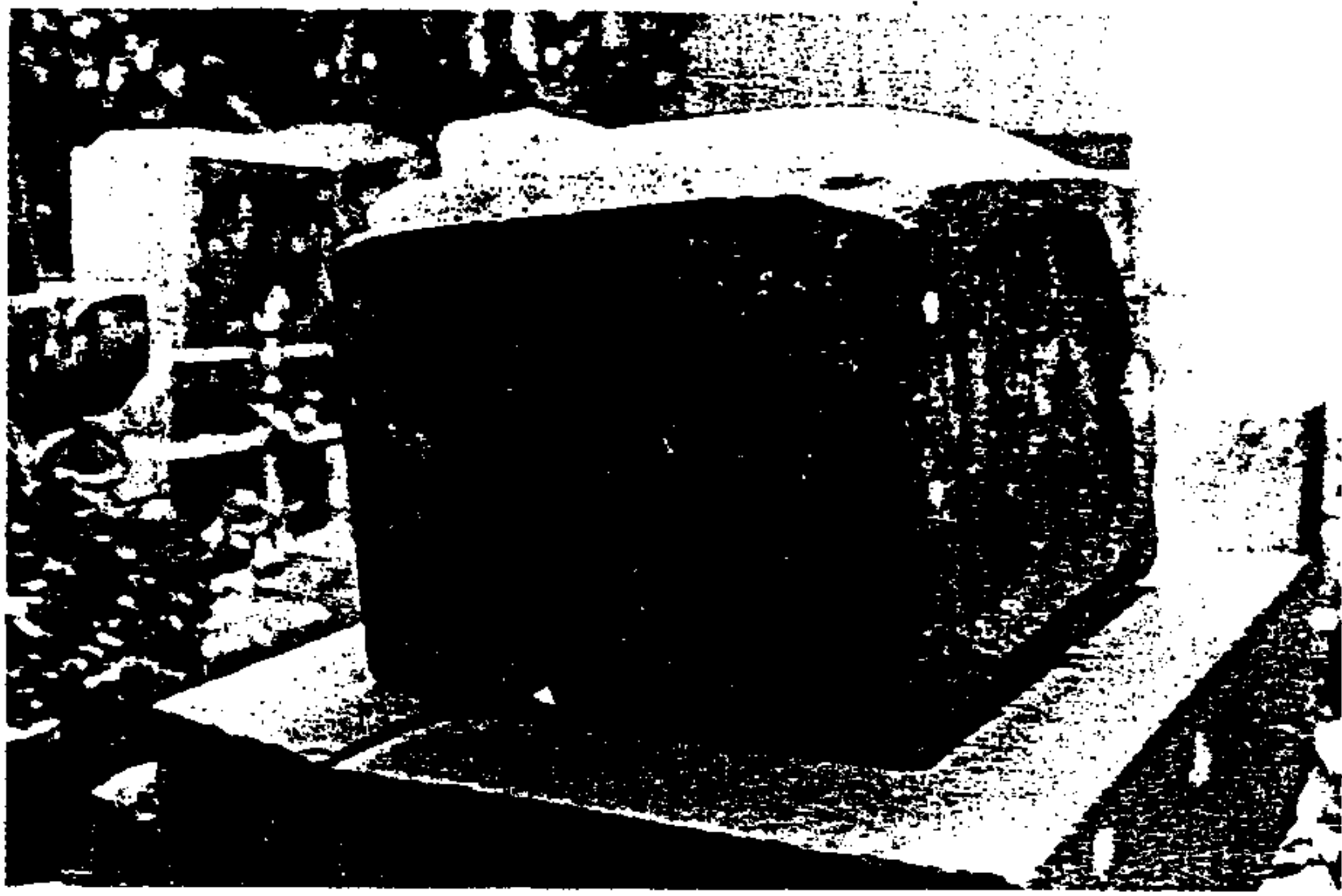
その他=逼塞(ひっそく):

武士・僧に課した刑罰の一種、門を閉ざし、昼間の出入りを禁ずる刑。閉門よりは軽い。

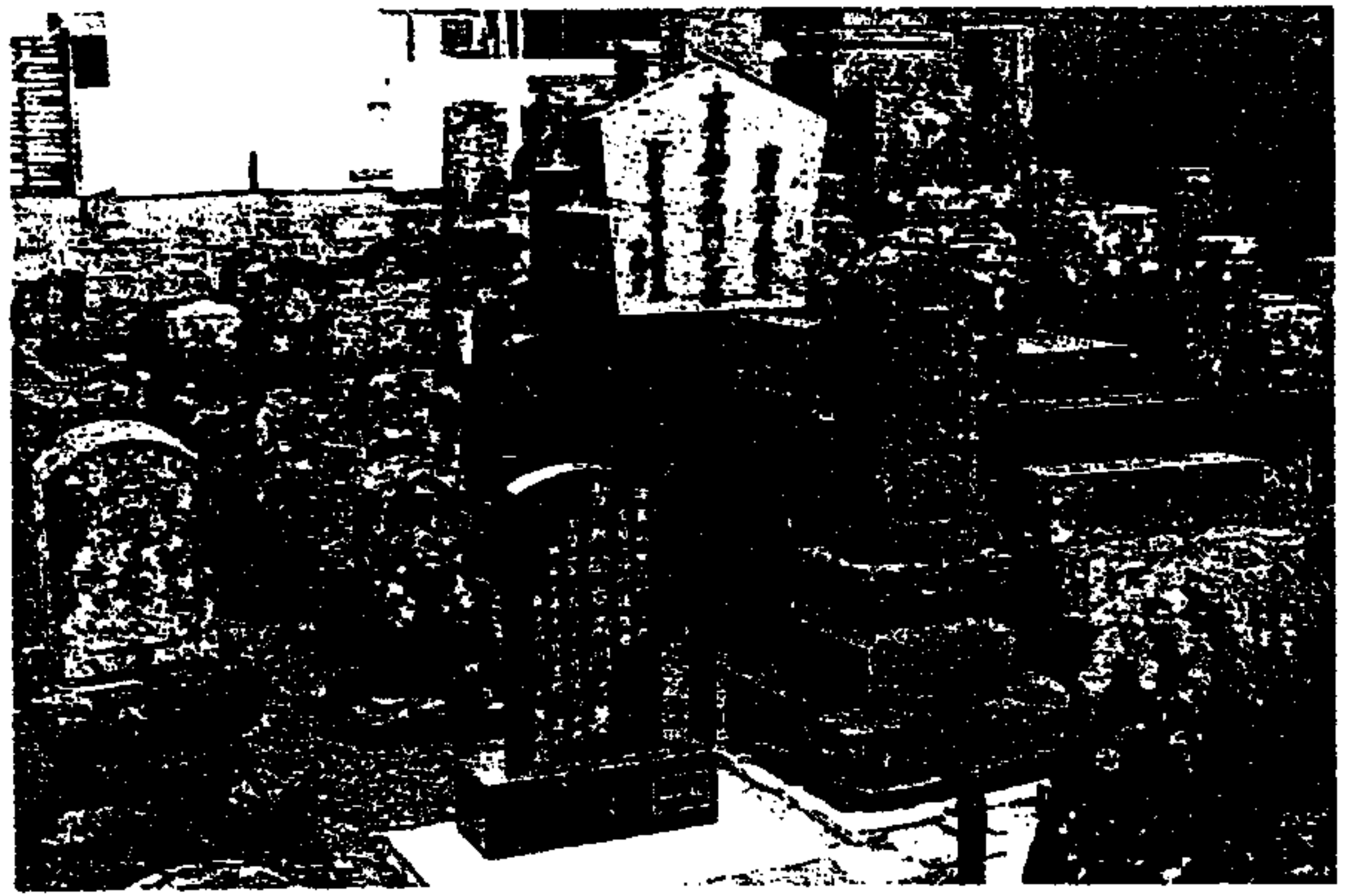
上妻郡明永寺、御井郡正福寺、御井郡永福寺の三寺の僧侶
計:3人

遠方籠居(えんぼうろうきよ):

遠い家に閉じこもりっきりで居らせる。



伴蔵の墓



勘右衛門の墓

高松八郎兵衛（先の大庄屋）

宝暦の一揆で処刑された37名の中で、大庄屋は高松八郎兵衛だけです。当時の久留米藩の武士は、元和3年7月有馬豊氏が丹波福知山から久留米に転封してきたとき、引き連れてきた者だけでした。だから「大庄屋」は地者にとっては最高位の者だったのです。井上の憶想寺の墓地に高松一門の墓がまとまって16基ありました。夫婦の墓は並んで建てられた、いわゆる比翼塚でした。墓地全体はうっそうとした雑木に覆われ、墓石は全部戒名を下向きに西方に向かってなぎ倒されていました。しかしその墓地は高速道路の建設で埋められてしまい、その後、墓石は大体もとのままに復元され現在地へ移されました。当時の権力を示すかのように2～2.5メートルもある巨大な自然石に、八郎兵衛尉秀直、与太郎直次などに刻まれています。死刑にあった八郎兵衛の墓石はありません。

久留米藩農政農民史料書によれば「大庄屋の身でありながら、（この一揆に加担したには）死刑では軽すぎる」という記事があります。判断理由も、他の者は、「一揆荷担・役務放棄」などであるのに、八郎兵衛だけには「連々、私曲の仕形これ有り、当春、百姓共申し出候に付吟味を遂げ候處其の粉れこれ無く、役儀をも相勤め、右躰の儀重々不届きの至りに候。これに依り死刑行われ候。」—「役務上の横領・詐欺などにより郡中不満がおこり騒動がおこったので」と特別な理由をつけて「打首」としています。



倒された高松家の墓

江戸時代、苦しい生活の中で藩の厳しい年貢取り立てに対して、生活を守るために命をかけて立ち上がったのが農民一揆でしたが、支配した藩にとっては藩政に背くふとどきな行為として、その指導者は極刑に処せられたのでした。しかし、藩政に苦しんだ民衆にとっては処刑された「一揆の首謀者」こそ農民の心の代弁者であり英雄だったのでした。

今日に生きる私たちは、これまでの支配する側からとらえられた歴史を、民衆の側から再度問い直すことを通して、歴史の真実を民衆の心で理解していくことが大切なことではないでしょうか。

- 1578 (天正15)年 毛利秀包久留米城主となる。
- 1600 (慶長5)年 久留米領内2600名が洗礼を受け、城下に教会2字が建つ。
- 同年 関ヶ原の戦いで豊臣方負け、秀包封を失う。1601年病死
- 1601 (慶長6)年 田中吉政、三河国岡崎城より転じ筑後国を支配(33万石)。
- 1609 (慶長14)年 田中吉政、江戸参勤途中伏見で没(62歳)。
- 1609 (慶長16)年 田中吉政の四男、後を継ぎ忠政と名のる。
- 1620 (元和6)年 忠政江戸で病死、嗣子なく田中家断絶。
- 1621 (元和7)年 有馬豊氏、久留米入城(筑後八郡)を支配、染村の土豪藤川外記、八丁路へ出迎えに行く。
- 1622 (元和8)年 外記、有馬豊氏より「牢守頭役」を言いつけられ起用される。藤川孫太郎と改名、役高720石。
- 1637 (寛永14)年 島原の乱、久留米から出兵(戦死173、負傷者1042名)
- 1665 (寛文5)年 久留米藩、宗門改めの法令が出され、その法令に「穢多」初見
- 1669 (寛文9)年 筑後川氾濫大洪水、溺死者数千人。
- 1696 (元禄9)年 久留米大火、庄島出火、米屋、両替・・櫛原 3700軒焼失
- 1700 (元禄13)年 幕府、捨て子を厳禁。
- 1710 (宝永7)年 久留米藩、「惣長吏頭役」の役高を残らず引き上げる。
- 1721 (享保6)年 久留米藩、二つ橋に御仕置場を造る。
- 1722 (享保7)年 久留米狩塚御門内より牢屋敷が庄島小路へ移転。
- 同年 二つ橋地藏堂建立。
- 1723 (享保8)年 「惣長吏頭役」城内より庄島牢屋敷へ移転。藤川十次兵衛
- 1724 (享保9)年 久留米藩、「穢多、非人」の法制化
- 「穢多頭十次兵衛」は刀差し許され、上下着用仕るべきこと。
- 1726 (享保11)年 城内より飛び火、両替町、原古賀、庄島 4200軒焼失。
- 1728 (享保13)年 享保の一揆起こる。上三郡、農民5700人参加 処刑者なし
- 1732 (享保17)年 享保の大飢饉、33年まで続き餓死者11、198名。
- 1749 (寛延2)年 久留米藩、捨て子禁止令出る。
- 1754 (宝暦4)年 久留米藩、宝暦の大一揆起こる。(百姓一揆の中でも日本有数の規模) 全郡より10万人参加、37名の処刑者
- 1832 (天保3)年 亀王組の一揆